

大和市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 3 4 号

大和市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市消防本部の組織等に関する規則（昭和 4 1 年大和市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条消防総務課に次の 1 号を加える。

（24） 県央東部消防通信指令事務協議会に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。